

兵高教組 2024年12月3日
確定速報 No.6
 調査情報 No.24

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

提出した署名数 重点要求 3,159 筆、常勤講師2級適用 3,018 筆

全世代の賃金引上げ、時間講師の賃金改善などを勝ち取り、妥結

事務・技労職の病休短縮撤回、介助員病休有給化復元、常勤講師の2級適用等はできず、今後の課題に

～ 2024 年度賃金権利確定交渉結果報告（速報）～

12月2日、高教組、高従組、兵庫教組三団体と、県教育委員会との賃金権利確定の最終交渉を行ないました。県教委の再提案に、課題は残るものの獲得したのもも多く、妥結しました。以下に内容を報告します。

◎県教委との交渉結果(妥結内容)

賃金等

月齢給 勧告どおり改定 (24年4月1日から)
 ・平均3.0%の増額

一時金 勧告どおり改定(下記) (24年4月1日から)

一般職員	期末手当	勤勉手当	計
6・12月	1.225→1.25	1.025→1.05	2.25→2.3
年間計	2.45→2.5	2.05→2.1	4.5→4.6
再任用			
6・12月	0.6875→0.7	0.4878→0.5	1.175→1.2
年間計	1.375→1.4	0.975→1	2.35→2.4
会計年度 任用職員			
6・12月	1.225→1.25	1.025→1.05	2.25→2.3
年間計	2.45→2.5	2.05→2.1	4.5→4.6

給料表の切り替え(新給料表) (25年4月1日から)

- 行政職3級～7級、主任級～課長級職員
教育職3級～5級、主幹教諭～校長
各級の初号の給料月額を引き上げ。
- 新給料表移行時にカットされる号俸に在職する職員は、当該級の新初号に切り替え改定
- 主幹教諭から校長の初号の給料月額を引き上げ

時間講師の勤務条件 (25年4月1日から)

- 現行 2,830 円 → 2,933 円
- 50 分の授業に 30 分の準備時間として支給
(勤務の実態は現行と変更なし)
- 35 週分を支払えるよう校長を指導
- 運用について、高教組執行部と協議

勤勉手当の成績率

- 特に優秀の成績率の上限を平均支給月数の 3 倍に引き上げ。規定改正を行なうが成績率の変更予定なし
- きめ細やかな対応について、これまでと同様に実施

手当

寒冷地手当

- 月額 2,000 円の範囲で引き上げ(24年4月1日から)
- 支給地域について変更あり(25年4月1日から)
※国の取り扱いに準じた経過措置についても検討

扶養手当

- 2025 度改定は見送り。2026 年度より段階的移行

	25 年度	26 年度	27 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	0 円(廃止)
子	10,000 円	11,500 円	13,000 円

地域手当

- 異動保障の支給期間を 3 年間 (25 年 4 月 1 日から)
3 年目の支給割合を異動前の 60/100
- 給地区分、支給割合、改定なし。毎年度協議。

通勤手当 (25 年 4 月 1 日から)

- 1 カ月あたり限度を 15 万円へ引き上げ
- 新幹線や在来線特急：全額を支給
(片道 30 分以上短縮要件廃止、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる場合)
- 有料道路の通行料金は ETC 利用時の通行料金
(ETC 割引・NEXCO 西日本の ETC マイレージサービス等
支払額の還元分を考慮し支給)
- パーク＆ライドに伴う駐車場代の支給は 15 万円の支給限度額の別枠として現行どおり

単身赴任手当 (25 年 4 月 1 日から)

- 採用時から支給

再任用職員の諸手当 (25 年 4 月 1 日から)

- 地域手当の異動保障、住居手当、特勤勤務手当、寒冷地手当、僻地手当を支給

休暇休業手当 (25 年 4 月 1 日から)

- 子の養育にかかる離職再採用の延長
現行 小学校入学まで → 小3 修了時まで
現行 最長 8 年間 → 最長 14 年間
- 育児部分休業の取得パターン追加、超過勤務の免除の対象となる子の範囲拡大、非常勤職員の短期介護休暇の取得要件の緩和等は、実施に向けて検討。

教職員未配置・超過勤務解消のために、組合に入ってともに運動しましょう！

民間労組から連帯メッセージ

勤務条件等

会計年度任用職員の任用上限の撤廃

- ・国や他府県の状況等も注視しながら検討

病気休暇（精神疾患による病休期間 180 日短縮）

- ・教育職以外の職員は、25 年 4 月から適用
- ・教育職への導入は撤回し、来年度協議

高齢層への配慮（24 年 12 月期から）

- ・60 歳超の定年引き上げの職員に対して勤勉手当のきめ細やかな対応を行なう。詳細は執行部と協議。

再任用職員の処遇改善

- ・モデル給料表の再任用箇所のみ改定することは困難

教職員の未配置問題の解消

- ・合格者数を当初の予定をより 50 名程度増員
- ・来年度用の PR 動画の制作、県内外の大学への訪問、など、教員の魅力発信に努めている
- ・臨時講師の確保に向け、臨時講師人材バンクの充実、退職教員への働きかけ、民間の求人媒体への活用等、ペーパーティーチャー等支援講座
- ・講師登録を次年度の登録を 9 月下旬より受付

先読み加配の拡充

- ・4 月 2 日～7 月末を、8 月末へ延長

多忙化対策としての業務支援の増員

- ・スクールサポートスタッフや県立学校業務支援、ICT 支援員等の外部人材を配置
- ・ICT の設定等は GIGA スクール運営支援センターの活用を
- ・授業料等学校徴収金事務のシステムの運用に支援員を充ててもよい。

介助員等の病気休暇の有給化

- ・特別な事情などと判断することは難しい
- ・引き続き国や他府県の状況も踏まえて検討

臨時講師の 2 級適用

- ・これまで最大限の対応を段階的に行っている。
- ・現時点において、これ以上の見直しは困難

会計年度任用職員の超過勤務手当

- ・原則として時間外勤務が生じないよう適切な業務の進行管理を行う
- ・配当された時間の範囲内での勤務の割り振りを変更することにより、対応することが一定原則
- ・管理職が事前命令・事後確認を行ない、超えた勤務は超過勤務手当に相当する報酬を支給する必要がある

就労可能証明書 市町教委のみ、県教委にはない

- ・「必須の書類として提出を求めておりません。」
- ・本人が就労可能かを主治医に聞く、でかまわない。

※さらにきめ細かい報告は、

2024 年度賃金権利確定闘争

全組合員報告集会(オンライン)

12 月 10 日 (火) 18:30 ~ 19:15 } 同一内容
12 月 11 日 (水) 10:15 ~ 11:00 }

ID、Pass の分からない人は本部までご連絡ください



その他

空調設備

- ・全 164 校順次、計画的に進めている状況
- ・音楽室などの特別教室の中でも整備優先順位の高い 5 教室を基本に順次整備に取り組んでいる。
- ・昨年度から選択教室、避難所指定の体育館へも設置。
- ・機器の故障等に対応するため予算確保に努めている。
- ・光熱費は、学校環境衛生基準に対応するよう各校に周知し、必要な予算措置を行っている。

業者模試

- ・校長が進路指導上必要と判断し、校長の責任の下であれば、公務として取り扱う。
- ・学校や地域によっては、業者模試を手伝ってもらって大学生、保護者や卒業生等がおらず、教員が携わらないと模擬試験実施できない実態がある。
- ・業者に教員が携わらない形態で模試が実施できないか模索するよう、今後働きかけを行っていきたい。
- ・2017 年度から予算の範囲内で時間講師も行うことができるよう予算措置を行っている。

パソコンのスペックと配布

- ・2022 年度から、県庁 WAN パソコン同様のスペックの高い端末を順次導入。今年度中に整備を完了予定。
- ・時間講師や技能労務職員等のパソコンは各校に 3 台
- ・各学校に必要な端末が整備できるよう努力をお願いしている。

「サービスシステム」による勤務時間把握等について

- ・ログオン・ログオフ時間を記録できること、管理職が教職員のログオン・ログオフ時間を閲覧できることから、客観的な把握の方法の 1 つであり、現状の仕組みで問題ないと考えている。

生徒の引率による「泊をとまなう学校行事」

「部活動引率」による宿泊費を実費弁償

- ・現在、国が宿泊費の支給にかかる改正を検討しており、本県全体の課題として引き続き国の動向に注視していききたい。

県立学校での臨時講師等が市立高校に採用される際、あるいは逆に採用される際には、一時金支給にかかる期間に臨時講師の期間を算入されない

- ・採用された市の規定に基づき支給。市で定められている制度について、県教委として取扱いを指導できる立場にない。

少数職種者の短時間勤務希望者のマッチング

- ・高齢職員の多様な働き方へ対応するという一方で、高等学校の教師を踏襲し、短時間勤務を希望できることとしている。ただ実際のところ、学校運営面、本県の厳しい財政状況を踏まえ、マッチングが困難。

高教組に加入し、さらなる賃金権利の改善に共にがんばりましょう！